



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第36号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	（総務課）	12
使用料及び手数料の額の改定等に関する条例	（ 〃 ）	19
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	36
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	37
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	38
島根県行政機関等設置条例及び島根県部設置条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	39
島根県新型インフルエンザ等対策本部条例	（消防防災課）	42
島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（高齢者福祉課）	44
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	（障がい福祉課）	45
島根県風致地区条例を廃止する条例	（都市計画課）	51
島根県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	（ 〃 ）	52
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	（建築住宅課）	61
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	〔高校教育課〕 〔義務教育課〕	62
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	（高校教育課）	63
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	（警察本部）	64
島根県議会委員会条例の一部を改正する条例	（議員提出）	65

公布された条例等のあらまし

◇地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第3号）

1 条例の概要

(1) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整理

ア 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

イ 島根県県税条例

ウ 島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例

エ 島根県障害者介護給付費等不服審査会条例

オ 島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例

カ 島根県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

キ 島根県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

ク 島根県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

ケ 島根県障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

コ 島根県障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

サ 島根県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

シ 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(2) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う(1)のア、イ及びシの引用する条項の整理

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成26年4月1日から施行することとした。

◇使用料及び手数料の額の改定等に関する条例（条例第4号）

1 条例の概要

(1) 警察に関する手数料条例の一部改正

ア 風俗営業の許可に係る手数料の額の改定（別表第1の1の項・別表第1備考1・備考2関係）

(ア) ぱちんこ屋その他遊技機に係る営業についての許可

区 分		改 正 前		改 正 後	
a 認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がない場合	3月以内の期間を限って営む営業	1件につき	16,000円	1件につき	15,000円
	その他の営業	1件につき	27,000円	1件につき	25,000円
b 未認定遊技機がある場合		aで定める額に、未認定遊技機1台ごとに20円（検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれウの表の(ア)で定める額から	aで定める額に、2,800円（検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合は、		

	2,700円を減じた額) を加算した額	5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額) を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機については、それぞれウの表の(ウ)で定める額から8,000円を減じた額) を加算した額
--	---------------------	---

(イ) (ア)以外の風俗営業についての許可

区 分	改 正 前	改 正 後
3月以内の期間を限って営む営業	1件につき 15,000円	1件につき 14,000円
その他の営業	1件につき 27,000円	1件につき 24,000円

(ウ) (ア)及び(イ)に係る減算額及び加算額の改定

区 分	改 正 前	改 正 後
許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る手数料からの減算額	1件につき 9,300円	1件につき 8,600円
許可を受けていた風俗営業の営業所が火災等により滅失したため当該営業を廃止した者が、風俗営業を制限する地域内において許可を受けようとする場合における当該許可に係る手数料への加算額	1件につき 7,400円	1件につき 6,800円

イ 遊技機の変更の承認に係る手数料の額の改定(別表第1の6の項関係)

区 分	改 正 前	改 正 後
未認定遊技機がない場合	1件につき 3,400円	1件につき 2,400円
未認定遊技機がある場合	3,400円に、未認定遊技機1台ごとに20円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれウの表の(ウ)で定める額から2,700円を減じた額) を加算した額	5,200円(特定未認定遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)に、未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機については、それぞれウの表の(ウ)で定める額から8,000円を減じた額) を加算した額

ウ 遊技機の認定に係る手数料の額の改定(別表第1の9の項・別表第1備考3関係)

区 分	改 正 前	改 正 後
(ア) 遊技機試験を受けた遊技機の認定を受けようとする場合	1台につき 2,700円	1台につき 2,200円
(イ) 検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験)	1台につき 2,720円	1台につき 4,340円

	を受けたものを除く。)の認定を受けようとする場合			
(ウ) (ア)又は(イ)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合	ぱちんこ遊技機			
	連続して作動させることができる特定装置が設けられているもの			
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1台につき	31,700円	1台につき 35,000円
	上記以外のもの	1台につき	8,200円	1台につき 16,300円
	特定装置が設けられているもの			
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1台につき	24,700円	1台につき 29,000円
	上記以外のもの	1台につき	8,200円	1台につき 16,300円
	上記以外のもの	1台につき	5,900円	1台につき 14,400円
	回胴式遊技機			
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1台につき	59,700円	1台につき 59,000円
	上記以外のもの	1台につき	14,700円	1台につき 23,000円
	アレンジボール遊技機			
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1台につき	30,700円	1台につき 35,000円
	上記以外のもの	1台につき	10,800円	1台につき 19,000円
	じゃん球遊技機			
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1台につき	30,700円	1台につき 35,000円
上記以外のもの	1台につき	10,800円	1台につき 19,000円	
その他の遊技機				
マイクロプロセッサ内蔵のもの	1台につき	24,700円	1台につき 29,000円	
上記以外のもの	1台につき	3,680円	1台につき 12,600円	
	検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）について認定を受けようとする者が同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機の認定に係る手数料の額	1台につき	20円	1台につき 40円
	遊技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする者が同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における2台目以降の認定手数料からの減算額	1台につき	2,700円	1台につき 8,000円

エ 遊技機の型式検定に係る手数料の額の改定（別表第1の10の項関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
(ア) 型式試験を受けた型式について検定を受けようとする場合	1件につき 6,300円	1件につき 3,900円
(イ) 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式（型式試験を受けたものを除く。）について検定を受けようとする場合	1件につき 18,000円	1件につき 6,300円
(ウ) (ア)又は(イ)の型式以外		
ぱちんこ遊技機		
連続して作動させることができる特定		

の型式について検定を受けようとする場合	装置が設けられているもの				
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 件につき	1,530,000円	1 件につき	1,435,000円
	上記以外のもの	1 件につき	296,000円	1 件につき	438,000円
	特定装置が設けられているもの				
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 件につき	1,141,000円	1 件につき	1,128,000円
	上記以外のもの	1 件につき	296,000円	1 件につき	438,000円
	上記以外のもの	1 件につき	174,000円	1 件につき	338,000円
	回胴式遊技機				
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 件につき	1,816,000円	1 件につき	1,621,000円
	上記以外のもの	1 件につき	399,000円	1 件につき	479,000円
	アレンジボール遊技機				
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 件につき	1,193,000円	1 件につき	1,148,000円
	上記以外のもの	1 件につき	349,000円	1 件につき	482,000円
	じゃん球遊技機				
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 件につき	1,192,000円	1 件につき	1,147,000円
上記以外のもの	1 件につき	348,000円	1 件につき	481,000円	

オ 遊技機試験に係る手数料の額の改定（別表第1の11の項・別表第1備考4関係）

区 分		改 正 前	改 正 後		
ぱちんこ遊技機	連続して作動させることができる特定装置が設けられているもの				
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 台につき	32,300円	1 台につき	43,300円
	上記以外のもの	1 台につき	8,100円	1 台につき	23,100円
	特定装置が設けられているもの				
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 台につき	25,300円	1 台につき	36,300円
	上記以外のもの	1 台につき	8,100円	1 台につき	23,000円
回胴式遊技機	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 台につき	62,300円	1 台につき	68,300円
	上記以外のもの	1 台につき	15,300円	1 台につき	30,300円
アレンジボール遊技機	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 台につき	31,300円	1 台につき	42,300円
	上記以外のもの	1 台につき	10,800円	1 台につき	26,300円
じゃん球遊技機	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 台につき	31,300円	1 台につき	42,300円
	上記以外のもの	1 台につき	10,800円	1 台につき	26,300円
その他の遊技機	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 台につき	25,300円	1 台につき	36,300円
	上記以外のもの	1 台につき	3,300円	1 台につき	19,100円
遊技機について遊技機試験を受けようとする者が島根県において同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における 2 台目以降の遊技機試験の手数料からの減算額		1 台につき	2,300円	1 台につき	14,300円

カ 型式試験に係る手数料の額の改定（別表第1の12の項関係）

区 分		改 正 前	改 正 後
ぱちんこ遊技機	連続して作動させることができる特定		

機	装置が設けられているもの				
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 件につき	1,524,200円	1 件につき	1,442,000円
	上記以外のもの	1 件につき	290,200円	1 件につき	445,000円
	特定装置が設けられているもの				
	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 件につき	1,135,200円	1 件につき	1,135,000円
	上記以外のもの	1 件につき	290,200円	1 件につき	445,000円
	上記以外のもの	1 件につき	168,200円	1 件につき	345,000円
回胴式遊技機	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 件につき	1,810,200円	1 件につき	1,628,000円
	上記以外のもの	1 件につき	393,200円	1 件につき	486,000円
アレンジボ ール遊技機	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 件につき	1,187,200円	1 件につき	1,155,000円
	上記以外のもの	1 件につき	343,200円	1 件につき	489,000円
じゃん球遊技 機	マイクロプロセッサ内蔵のもの	1 件につき	1,186,200円	1 件につき	1,154,000円
	上記以外のもの	1 件につき	342,200円	1 件につき	488,000円

キ その他規定の整理

(2) 島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正

牛の受精卵の性判別処理に係る手数料の額の改定（別表3の表関係）

改 正 前		改 正 後	
1 卵につき	18,800円	1 卵につき	4,780円

(3) 島根県漁港管理条例の一部改正

ア 荷さばき所、水産倉庫、漁船修理場、漁具干場、給水施設、給油施設、製氷冷蔵施設、加工場、事務所又はこれらに類する施設の設置に係る占用料の額の改定（別表第2関係）

(ア) 占用料の額

改 正 前		改 正 後	
1 平方メートル1年につき	330円	1 平方メートル1年につき	280円

(イ) (ア)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた占用料の額

改 正 前		改 正 後	
1 平方メートル1年につき	346円50銭	1 平方メートル1年につき	294円

イ 起重機の設置に係る占用料の額の改定（別表第2関係）

(ア) 占用料の額

改 正 前		改 正 後	
1 基1年につき	2,710円	1 基1年につき	2,310円

(イ) (ア)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた占用料の額

改 正 前		改 正 後	
1 基1年につき	2,845円50銭	1 基1年につき	2,425円50銭

ウ 砕氷塔（コンベアーを含む。）の設置に係る占用料の額の改定（別表第2関係）

(ア) 占用料の額

改 正 前		改 正 後	
1 基1年につき	6,210円	1 基1年につき	5,280円

(イ) (ア)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた占用料の額

改 正 前		改 正 後	
1 基1年につき	6,520円50銭	1 基1年につき	5,544円

エ 施設又は工作物の設置を伴わない場合に係る占用料の額の改定（別表第2関係）

(7) 占用料の額

改 正 前		改 正 後	
1 平方メートル1 月につき	30円	1 平方メートル1 月につき	24円

(イ) (7)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた占用料の額

改 正 前		改 正 後	
1 平方メートル1 月につき	31円50銭	1 平方メートル1 月につき	25円20銭

(4) 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部改正

ア 島根県さくらおろち湖自転車競技施設に係る使用料の新設（別表第2の1の表関係）

区 分		単 位	使 用 料
附属設備	無線機能付き放送機材	1 式4 時間につき	110円
	携帯用トランシーバー	1 セット4 時間につき	110円
	スポーツタイマー	1 台4 時間につき	80円

イ アに伴う規定の整備

(5) 島根県港湾施設条例の一部改正

看板等の設置に係る使用料の額の改定（別表第2関係）

ア 使用料の額

改 正 前		改 正 後	
表示面積1 平方メートル1 年につき	4,400円	表示面積1 平方メートル1 年につき	2,000円

イ アに消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた使用料の額

改 正 前		改 正 後	
表示面積1 平方メートル1 年につき	4,620円	表示面積1 平方メートル1 年につき	2,100円

(6) 島根県立都市公園条例の一部改正

ア 公園施設を設置し、又は管理する者に係る使用料の額の改定（別表第1関係）

(7) その他の場合の使用料の額

改 正 前		改 正 後	
1 日10平方メートルにつき	39円	1 日10平方メートルにつき	32円

(イ) (7)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた使用料の額

改 正 前		改 正 後	
1 日10平方メートルにつき	40円95銭	1 日10平方メートルにつき	33円60銭

イ 都市公園を占有する者に係る占用料の額の改定（別表第2関係）

(7) 市部及び町村部におけるその他のものに係る占用料の額

改 正 前		改 正 後	
1 日10平方メートルにつき	39円	1 日10平方メートルにつき	32円

(イ) (7)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた占用料の額

改 正 前		改 正 後	
1 日10平方メートルにつき	40円95銭	1 日10平方メートルにつき	33円60銭

(7) 島根県手数料条例の一部改正

宅地建物取引主任者証の書換え交付及び再交付に係る手数料の新設（別表61の項関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
宅地建物取引主任者証の書換え交付又は再交付を受けようとする者	4,500円

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。ただし、1の(5)については、規則で定める日から施行することとし

た。

◇職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 条例の概要

- (1) 扶養親族移転料のうち、扶養親族の旧居住地から新居住地までの移転に係る鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び旅行雑費については、職員の例に準じて計算した額とすることとした。（第23条関係）
- (2) 船員である職員に責があり雇入契約を解除した場合において、当該職員に対し、船員法の規定による送還に係る費用を旅費として支給するものとする、及び当該支給した旅費の償還を請求するものとする。 （第31条関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 条例の概要

狂犬病予防作業等従事手当の支給要件に、隠岐支庁県土整備局又は県土整備事務所に勤務する職員が道路法に基づく犬又は猫の収容の作業に従事したときを加えることとした。（第16条関係）

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 条例の概要

職員を派遣することができる公益的法人等に一般社団法人しまね地域医療支援センターを追加することとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇島根県行政機関等設置条例及び島根県部設置条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 条例の概要

(1) 島根県行政機関等設置条例の一部改正

ア 県民センターの事務のうち、防災に関する事務を県土整備事務所の事務とすることとした。（第3条・第8条関係）

イ 浜田港湾振興センターを浜田市に設置することとした。（第9条関係）

ウ その他規定の整備

(2) 島根県部設置条例の一部改正

ア 防災部を設置することとした。（第2条関係）

イ 防災部の所掌事務を防災、危機管理、消防及び原子力の安全対策に関する事項とすることとした。（第3条関係）

ウ その他規定の整備

(3) 次に掲げる条例の一部改正

ア 島根県防災会議条例

イ 職員の特殊勤務手当に関する条例

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇島根県新型インフルエンザ等対策本部条例（条例第9号）

1 条例の概要

- (1) 島根県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の本部長、副本部長及び本部員の職務について定めることとした。（第2条第1項―第3項関係）
- (2) 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができることとした。（第2条第4項関係）
- (3) 対策本部の会議に関し必要な事項を定めることとした。（第3条関係）
- (4) 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができることとした。（第4条関係）
- (5) 対策本部に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。（第5条関係）

2 施行期日

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 条例の概要

- (1) 条例の題名を島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金条例に改めることとした。
- (2) 基金の名称を島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金（以下「基金」という。）に改めることとした。（第1条関係）
- (3) 基金を財源とする事業から介護職員の処遇の改善を支援する事業を削除することとした。（第1条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 条例の概要

- (1) 児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。（第55条の2―第55条の7・第72条の2―第72条の4関係）
 - ア 従事する従業者及びその員数
 - イ 障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するもの
 - ウ 利用定員
 - エ その他人員、設備及び運営に関する事項
- (2) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整理
- (3) 引用する条項の整理
- (4) その他規定の整備

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)については、平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県風致地区条例を廃止する条例（条例第12号）

1 条例の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令の施行により風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、島根県風致地区条例を廃止することとした。

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇島根県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（条例第13号）

1 条例の概要

県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な園路、広場、屋根付広場、休憩所、管理事務所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、掲示板及び標識の設置に関する基準を定めることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除することとした。（別表関係）

団地の名称	所在地
旭インター団地	浜田市

2 施行期日

平成25年 4 月 1 日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,626人	1,632人	6人
	事務職員、技術職員その他の職員	196人	193人	△3人
特別支援学校	教育職員	983人	985人	2人
	事務職員、技術職員その他の職員	80人	80人	—
小学校及び中学校	教育職員	5,157人	5,101人	△56人
	事務職員及び技術職員	360人	371人	11人

2 施行期日

平成25年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 条例の概要

島根県立浜田高等学校の分校の廃止（別表第1関係）

2 施行期日

平成25年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 条例の概要

警察官の定員の改正（第2条関係）

区 分	改 正 前	改 正 後	増 減
警視	72人	72人	—
警部	147人	148人	1人
警部補及び巡査部長	831人	837人	6人
巡査	436人	438人	2人
計	1,486人	1,495人	9人

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇島根県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 条例の概要

防災部が設置されることに伴い、当該防災部の所管に関する事項を総務委員会の所管とすることとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 3 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年島根県条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

(島根県県税条例の一部改正)

第 3 条 島根県県税条例(昭和 51 年島根県条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 46 条第 9 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 4 条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

第 46 条第 9 号中「同条第 13 項」を「同条第 12 項」に、「同条第 14 項」を「同条第 13 項」に、「同条第 15 項」を「同条第 14 項」に、「同条第 26 項」を「同条第 25 項」に改める。

(島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例(平成 24 年島根県条例第 63 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会

生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第 6 条 島根県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 3 条第 2 項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正)

第 7 条 島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年島根県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(島根県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 8 条 島根県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第75号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 2 条第 3 号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第 7 号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に

改める。

第 6 条第 1 項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第 50 条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第 119 条第 1 項中「島根県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に、「島根県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

第 202 条第 1 項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

(島根県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 9 条 島根県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号ア(イ) a (a)中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同項第 2 号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第15条第 1 項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第23条第 3 項第 3 号ア中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(島根県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 島根県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 2 条第 3 号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第12条第 1 項第 5 号中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

第88条第 1 項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

(島根県障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 島根県障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第78号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(島根県障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 島根県障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第79号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(島根県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第13条 島根県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第80号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 9 条第 1 項第 1 号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第 11 条第 1 項第 2 号ア(イ) a(a)中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

(島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 14 条 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 5 条第 4 項中「（障害者自立支援法）を「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」に、「島根県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に改める。

第 24 条、第 45 条第 3 項及び第 47 条第 1 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 53 条第 4 項中「（障害者自立支援法）を「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」に、「島根県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条

例」を「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に改める。

第15条 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第47条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第15条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 4 号

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第 1 条 警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項を次のように改める。

<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく許可を受けようとする者</p>	<p>1 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号。以下この項において「政令」という。）第 7 条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がないとき。</p> <p>(1) 3 月以内の期間を限って営む営業</p> <p>(2) その他の営業</p>	<p>1 件につき 15,000円</p> <p>1 件につき 25,000円</p>
--	--	---

<p>2 ぱちんこ屋又は政令第 7 条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p>	<p>1 で定める額に、2,800円（検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機 1 台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれ 9 の項の 3 の右欄に定める額から8,000円を減じた額）を加算した額</p>
<p>3 ぱちんこ屋及び政令第 7 条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p>	<p>1 件につき 14,000円</p> <p>1 件につき 24,000円</p>
<p>(1) 3 月以内の期間を限って営む営業</p>	
<p>(2) その他の営業</p>	

別表第 1 の 6 の項を次のように改める。

6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第10項において準用する同法第9条第1項の規定に基づく承認を受けようとする者	1 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合	1 件につき 2,400円
	2 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合	1 件につき 5,200 円 (特定未認定遊技機がある場合にあつては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)に、未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機については、それぞれ9の項の3の右欄に定める額から8,000円を減じた額)を加算した額

別表第 1 の 9 の項から12の項までを次のように改める。

9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この項において「法」という。)第20条第2項の規定に基づく認定を受けよ	1 法第20条第5項の指定試験機関が行う認定に必要な試験(以下この項において「遊技機試験」という。)を受けた遊技機について認定を	1 台につき 2,200円
---	--	---------------

うとする者	<p>受けようとする場合</p> <p>2 法第20条第 4 項の 検定を受けた型式に 属する遊技機（遊技 機試験を受けたもの を除く。）について 認定を受けようとし る場合</p> <p>3 1 又は 2 の遊技機 以外の遊技機につい て認定を受けようとし る場合</p> <p>(1) ぱちんこ遊技機</p> <p>ア 入賞を容易に するための装置 であって遊技機 の認定及び型式 の検定等に関す る規則（昭和60 年国家公安委員 会規則第 4 号） で定めるもの （以下「特定装 置」という。） が設けられてい るもの（当該特 定装置を連続し</p>	1 台につき 4,340円
-------	--	---------------

	て作動させることができるものに限る。)		
	(ウ) マイクロプロセッサ (電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。)を内蔵するもの	1 台につき	35,000円
	(イ) (ウ)に掲げるもの以外のもの	1 台につき	16,300円
	イ 特定装置が設けられているもの(アに掲げるものを除く。)		
	(ウ) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 台につき	29,000円
	(イ) (ウ)に掲げるもの以外のもの	1 台につき	16,300円
	ウ ア又はイに掲げるもの以外の	1 台につき	14,400円

	もの		
(2)	回胴式遊技機		
ア	マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	1 台につき	59,000円
イ	アに掲げるも の以外のもの	1 台につき	23,000円
(3)	アレンジボール 遊技機		
ア	マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	1 台につき	35,000円
イ	アに掲げるも の以外のもの	1 台につき	19,000円
(4)	じゃん球遊技機		
ア	マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	1 台につき	35,000円
イ	アに掲げるも の以外のもの	1 台につき	19,000円
(5)	(1)から(4)までに 掲げる遊技機以外 の遊技機		
ア	マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	1 台につき	29,000円
イ	アに掲げるも	1 台につき	12,600円

	の以外のもの	
10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項の規定に基づく検定を受けようとする者	1 指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下この項において「型式試験」という。）を受けた型式について検定を受けようとする場合	1 件につき 3,900円
	2 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式（型式試験を受けたものを除く。）について検定を受けようとする場合	1 件につき 6,300円
	3 1又は2の型式以外の型式について検定を受けようとする場合 (1) ぱちんこ遊技機 ア 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	

	(ア) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの イ 特定装置が設けられているもの(アに掲げるものを除く。) (ア) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1 件につき 1,435,000円 1 件につき 438,000円 1 件につき 1,128,000円 1 件につき 438,000円 1 件につき 338,000円
(2) 回胴式遊技機	ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの	1 件につき 1,621,000円 1 件につき 479,000円
(3) アレンジボール遊技機		

	ア マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	1 件につき 1,148,000円
	イ アに掲げるも の以外のもの	1 件につき 482,000円
	(4) じゃん球遊技機	
	ア マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	1 件につき 1,147,000円
	イ アに掲げるも の以外のもの	1 件につき 481,000円
11 風俗営業等の規制 及び業務の適正化等 に関する法律第20条 第5項の指定試験機 関が行う認定に必要 な試験（以下この項 において「遊技機試 験」という。）を受 けようとする者	1 ぱちんこ遊技機に ついて遊技機試験を 受けようとする場合 (1) 特定装置が設け られているもの （当該特定装置を 連続して作動させ ることができるも のに限る。）	
	ア マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	1 台につき 43,300円
	イ アに掲げるも の以外のもの	1 台につき 23,100円
	(2) 特定装置が設け られているもの	

	(1)に掲げるものを除く。)		
	ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1 台につき	36,300円
	イ アに掲げるものの以外のもの	1 台につき	23,000円
	(3) (1)又は(2)に掲げるものの以外のもの	1 台につき	21,000円
2	回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		
	(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1 台につき	68,300円
	(2) (1)に掲げるものの以外のもの	1 台につき	30,300円
3	アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		
	(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1 台につき	42,300円
	(2) (1)に掲げるものの以外のもの	1 台につき	26,300円
4	じゃん球遊技機に		

	<p>ついて遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>1 台につき 42,300円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>1 台につき 26,300円</p> <p>5 1 から 4 までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>1 台につき 36,300円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>1 台につき 19,100円</p>	
12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項の指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下この項において「型式試験」という。）を受けようとする者	<p>1 ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>(1) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p>	

	ア マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	1 件につき 1,442,000円
	イ アに掲げるも の以外のもの	1 件につき 445,000円
(2)	特定装置が設け られているもの (1)に掲げるもの を除く。)	
	ア マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	1 件につき 1,135,000円
	イ アに掲げるも の以外のもの	1 件につき 445,000円
(3)	(1)又は(2)に掲げ るもの以外のもの	1 件につき 345,000円
2	回胴式遊技機の型 式について型式試験 を受けようとする場 合	
	(1) マイクロプロ セッサーを内蔵す るもの	1 件につき 1,628,000円
	(2) (1)に掲げるもの 以外のもの	1 件につき 486,000円
3	アレンジボール遊 技機の型式について	

	型式試験を受けようとする場合	
	(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1 件につき 1,155,000円
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	1 件につき 489,000円
4	じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
	(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1 件につき 1,154,000円
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	1 件につき 488,000円

別表第 1 備考 1 中「9,300円」を「8,600円」に改め、同表備考 2 中「7,400円」を「6,800円」に改め、同表備考 3 中「同時に」の次に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ 9 の項の右欄に定める額から 2,700円」を「9 の項の右欄の規定にかかわらず、同項の 1 の場合にあっては 0 円とし、同項の 2 の場合にあっては 40円とし、同項の 3 の場合にあってはそれぞれ同項の 3 の右欄に定める額から 8,000円」に改め、同表備考 4 中「同時に」の次に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「2,300円」を「14,300円」に改める。

(島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第 2 条 島根県畜産技術センター分析等手数料条例（平成 17 年島根県条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の表性判別処理の項中「18,800円」を「4,780円」に改める。

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第 3 条 島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

荷さばき所、水産倉庫、漁船修理場、漁具干場、給水施設、給油施設、製氷冷蔵施設、加工場、事務所又はこれらに類する施設の設置	1 平方メートル 1 年につき	346円50銭	330円
起重機の設置	1 基 1 年につき	2,845円50銭	2,710円
砕氷塔（コンベアーを含む。）の設置		6,520円50銭	6,210円

を

荷さばき所、水産倉庫、漁船修理場、漁具干場、給水施設、給油施設、製氷冷蔵施設、加工場、事務所又はこれらに類する施設の設置	1 平方メートル 1 年につき	294円	280円
起重機の設置	1 基 1 年につき	2,425円50銭	2,310円
砕氷塔（コンベアーを含む。）の設置		5,544円	5,280円

に、

施設又は工作物の設置を伴わない場合	1 平方メートル 1 月につき	31円50銭	30円
-------------------	-----------------	--------	-----

を

施設又は工作物の設置を伴わない場合	1 平方メートル 1 月につき	25円20銭	24円
-------------------	-----------------	--------	-----

に改める。

(島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部改正)

第 4 条 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例（平成23年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表中

放送機材	1 式 4 時間につき	130円	を
------	-------------	------	---

本部施設用放送機材	1 式 4 時間につき	130円	に、
無線機能付き放送機材	1 式 4 時間につき	110円	
携帯用トランシーバー	1 セット 4 時間につき	110円	

周回表示器	1 台 4 時間につき	40円	を
-------	-------------	-----	---

周回表示器	1 台 4 時間につき	40円	に改める。
スポーツタイマー	1 台 4 時間につき	80円	

別表第 2 中備考 5 を備考 6 とし、備考 4 を備考 5 とし、備考 3 の次に次のように加える。

4 携帯用トランシーバーは、10台を 1 セットとする。

(島根県港湾施設条例の一部改正)

第 5 条 島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 港湾施設用地の項中「4,400円」を「2,000円」に、「4,620円」を「2,100円」に改める。

(島根県立都市公園条例の一部改正)

第 6 条 島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 その他の場合の項中「39円」を「32円」に、「40円95銭」を「33円60銭」に改める。

別表第 2 その他のものの項中「39円」を「32円」に、「40円95銭」を「33円60銭」に改める。

(島根県手数料条例の一部改正)

第 7 条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表61の項に次の 1 号を加える。

(7) 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の13第 1 項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の書換え交付（同条第 3 項ただし書の規定により宅地建物取引主任者証の裏面に変更後の住所を記載することをもって新たな交付に代える場合を除く。）又は同令第14条の15第 1 項の規	4,500円
---	--------

定に基づく宅地建物取引主任者証の再
交付を受けようとする者

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、規則
で定める日から施行する。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 5 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 1 号中「、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について」を削り、「扶養親族 1 人ごとに、」の次に「その者の旧居住地から新居住地までの移転について、職員の例に準じて計算した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び旅行雑費の額と」を加え、「の合計額」を「との合計額」に改め、同号ア中「鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに宿泊料、」を削り、同号イ中「6 歳以上」を削り、同号ウを削り、同項第 2 号中「前号アからウまで」を「前号ア及びイ」に改め、「宿泊料、」を削る。

第 31 条中「所属長は、」を削り、「第 47 条」を「第 47 条第 1 項若しくは第 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 職員について船員法第 47 条第 2 項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例第 23 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に命ぜられた赴任に伴う扶養親族の移転について適用し、同日前に命ぜられた赴任に伴う扶養親族の移転については、なお従前の例による。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 6 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 隠岐支庁県土整備局又は県土整備事務所に勤務する職員が道路法（昭和27年法律第180号）第42条第 1 項の規定に基づく犬又は猫の収容の作業に従事したとき。

第16条第 2 項中「前項」を「前項第 1 号及び第 2 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項第 3 号の手当の額は、1 日につき、370円に犬 1 頭又は猫 1 匹につき 60円を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 7 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第25号を第26号とし、第 9 号から第24号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 一般社団法人しまね地域医療支援センター

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

島根県行政機関等設置条例及び島根県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 8 号

島根県行政機関等設置条例及び島根県部設置条例の一部を改正する条例
(島根県行政機関等設置条例の一部改正)

第 1 条 島根県行政機関等設置条例(昭和52年島根県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「財務、消防及び防災」を「情報公開、税務、財産管理、防災、地域振興及び観光」に改める。

第 3 条第 1 項中「財務、消防、防災その他」を「情報公開、税務、財産管理、地域振興、商工業及び観光に関する事務(地域振興、商工業及び観光に関する事務については、次項に規定する西部県民センターに限る。)並びにこれらの事務のほか」に改める。

第 8 条第 1 項中「及び建築に関する事務」を「、建築及び防災に関する事務(土木に関する事務のうち浜田市及び江津市の区域の港湾の管理及び振興に関する事務を除く。)」に改め、同条第 3 項を削る。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改め、同条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(港湾振興センター)

第 9 条 港湾の管理及び振興に関する事務を分掌させるため、港湾振興センターを設置する。

2 港湾振興センターの名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
浜田港湾振興センター	浜田市	浜田市、江津市

(島根県部設置条例の一部改正)

第 2 条 島根県部設置条例(平成15年島根県条例第16号)の一部を次のように改

正する。

第 2 条中「総務部」を「総務部
防災部」に改める。

第 3 条の表総務部の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同項の次に次のように加える。

防災部

- (1) 防災及び危機管理に関する事項
- (2) 消防に関する事項
- (3) 原子力の安全対策に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際浜田県土整備事務所の長がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に浜田県土整備事務所の長に対してされた申請その他の行為で、施行日以後においてはこの条例による改正後の島根県行政機関等設置条例第 9 条第 2 項に規定する浜田港湾振興センター（以下「浜田港湾振興センター」という。）の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、浜田港湾振興センターの長がした処分その他の行為又は浜田港湾振興センターの長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(島根県防災会議条例の一部改正)

- 3 島根県防災会議条例（昭和37年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「総務部」を「防災部」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 4 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第25条第 1 項第 1 号中「総務部原子力安全対策課」を「防災部原子力安全対策課」に改める。

島根県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 9 号

島根県新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 26 条の規定に基づき、島根県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第 2 条 法第 23 条第 1 項の規定に基づく新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 法第 23 条第 3 項の規定により置かれる新型インフルエンザ等対策副本部長（第 4 項において「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 法第 23 条第 2 項の規定により置かれる新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 23 条第 4 項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第 1 条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 10 号

島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金条例

第 1 条中「又は介護職員の処遇の改善」を削り、「島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金」を「島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 11 号

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次中「第 4 節 運営に関する基準（第12条—第55条）」を
「第 4 節 運営に
第 5 節 基準該
に関する基準（第12条—第55条）
に、「第 4 節 運営に關す
当通所支援に関する基準（第55条の 2—第55条の 7）」

「第 4 節 運営に関する基準（第70条—第72条）
る基準（第70条—第72条）」を
第 5 節 基準該当通所支援に関する基準（第72
に改める。
条の 2—第72条の 4）」

第 1 条中「いう。）」の次に「第21条の 5 の 4 第 1 項第 2 号、」を加え、「事業」を「事業等」に改める。

第 2 条第 4 号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第 4 条第 3 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第24条第 4 項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運

営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第48条第 3 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第50条第 1 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第17項」を「第 5 条第16項」に改める。

第 2 章に次の 1 節を加える。

第 5 節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第55条の 2 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2 以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2 に、障害児の数が10を超えて 5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1 以上

2 前項第 1 号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第55条の 3 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければ

ならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第 1 項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第55条の 4 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第55条の 5 第 5 条、第 8 条及び前節（第12条、第24条第 2 項及び第 4 項、第25条、第26条第 1 項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第 2 項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第55条の 6 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準省令第78条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス基準省令第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準省令第78条第 1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第24条第 1 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要

とされる数以上であること。

- (2) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第55条の7 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準省令第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第55条の5（第24条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その

他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第72条中「から第42条まで、第44条」を削る。

第 4 章に次の 1 節を加える。

第 5 節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第72条の 2 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2 以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2 に、障害児の数が10を超えて 5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1 以上

2 前項第 1 号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第72条の 3 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第 1 項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービ

スの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第72条の4 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第55条の6、第55条の7、第64条、第66条、第70条及び第71条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第50条第1項の改正規定(「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

島根県風致地区条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 12 号

島根県風致地区条例を廃止する条例

島根県風致地区条例（昭和45年島根県条例第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にしたこの条例による廃止前の島根県風致地区条例の規定に基づく行為の許可の申請及び行為の許可を受けた行為については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 4 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第21号を次のように改める。

21 削除	
-------	--

島根県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 13 号

島根県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第 1 項の規定に基づき、県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(一時使用目的の特定公園施設)

第 2 条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾

斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とし、地形の状況等により必要に応じ水平面を設けること。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び令第3条第1号に規定する国土交通省令で定める主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第 4 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第 5 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち 1 以上は、車椅子使用者の円滑な利

用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

- (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、第 8 条第 2 項、第 9 条及び第 10 条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第 6 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、第 4 条第 1 項第 1 号の基準に適合するものであること。
- (2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第 4 号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

（駐車場）

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれ

も側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
- (2) 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設の表示をすること。
- (3) 車椅子利用者用駐車施設は、第 3 条の基準に適合する園路に接続した駐車場出入口に最も近い位置に設けること。

(便所)

第 8 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (2) 男子用小便器を設ける場合は、1 以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが 35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
- (3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第 9 条 前条第 2 項第 1 号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第 2 項第 1 号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第 1 項第 1 号ア及びオ並びに第 2 号の規定は、前項の便房について準用する。

第10条 前条第 1 項第 1 号アからウまで及びオ並びに第 2 号並びに第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定は、第 8 条第 2 項第 2 号の便所について準用する。この場合において、前条第 2 項第 2 号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用す

る水飲場は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第13条 第 3 条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識は、第 3 条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(適用除外)

第14条 第 3 条、第 4 条、第 5 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第11条第 1 項及び第 2 項並びに第13条に規定する特定公園施設の設置については、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当該各条の規定によらないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 14 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中 「片庭団地」を「片庭団地
旭インター団地」に改める。
三隅駅前団地」

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 15 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,626人」を「1,632人」に、「196人」を「193人」に、「983人」を「985人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,157人」を「5,101人」に、「360人」を「371人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 16 号

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表島根県立浜田高等学校の項分校の位置の欄中「浜田市」を削る。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 17 号

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「147人」を「148人」に、「831人」を「837人」に、「436人」を「438人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 18 号

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

島根県議会委員会条例（昭和34年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「総務部」の次に「、防災部」を加える。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。